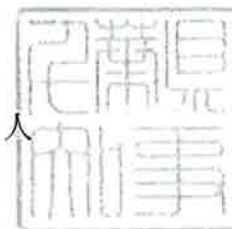


産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県千葉市花見川区宮野木台四丁目18番2
氏名 株式会社京葉クリーンセンター
代表取締役 花島 亜紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日 令和3年7月16日

許可の有効年月日 令和7年8月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎、圧縮及び圧縮破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 繊維くず
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
(エ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮破碎による中間処理に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の破碎処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、破碎施設及び防音壁等の維持管理を徹底し、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年8月2日 新規許可

令和2年10月14日 変更届（保管施設及び分筆による地番の変更）

令和3年7月16日 更新許可

令和4年4月26日 変更届（代表者の変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

（以下余白）

COPY